

2020年4月17日 全3頁

バーゼル規制に関する追加の支援措置

日米ではレバレッジ比率規制も一時的に緩和される方向

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 4月3日、バーゼル銀行監督委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和するため、バーゼル規制上の支援措置を行うことを公表した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を緩和するため、銀行貸出に対して政府保証や返済猶予が行われた場合、自己資本比率を算出する際にこれらの措置によるリスク低減効果を反映することとしている。
- さらに、米国では4月1日に連邦準備制度理事会（FRB）が、我が国では4月8日に金融庁と日本銀行が、新型コロナウイルス感染症に関連して、レバレッジ比率規制を一時的に緩和する方針を明らかにした。

1. バーゼル規制に関する追加の支援措置

4月3日、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和するため、バーゼル規制（銀行の健全性規制）上の支援措置を行うことを公表した¹。バーゼル規制に関しては、バーゼル委の上位機関が、3月27日にバーゼルⅢ最終化の適用時期を1年延期することを決定しており²、今回の措置はそれに続く追加支援措置となる。

（1）新型コロナウイルス感染症に関する特別支援措置

追加支援措置では、加盟国の政府や銀行により、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和するためにとられた特別な支援措置について、そのリスク低減効果を自己資本比率規制に反映することが盛り込まれている。具体的には、例えば、新型コロナウイルス感染症に関連して、銀行の貸出に対する政府保証や返済猶予が行われた場合に関して、以下のように扱うことが明らかにされている。

¹ バーゼル委ウェブサイト (<https://www.bis.org/press/p200403.htm>) 参照。

² 拙稿「バーゼルⅢ最終化、適用を1年延期」(https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20200402_021436.html) (2020年4月2日大和総研レポート) 参照。

まず、政府保証の対象となった貸出のリスク・ウェイトは、債務者ではなく政府のリスク・ウェイトを適用する（通常、リスク・ウェイトが引き下げられる）という、現行規制の内容が改めて確認されている。

次に、新型コロナウイルス感染症に関連して支払猶予された貸出が、自己資本比率規制上、延滞又はデフォルトに該当するか否かは、次のように判断することが明らかにされている。延滞又はデフォルトした貸出に該当する場合、リスク・ウェイトが引き上げられるが、これらに該当するかを判断する基準の一つが、貸出の返済が90日間超延滞しているか否かである。追加支援措置では、新型コロナウイルス感染症に関連して返済猶予の対象となった貸出については、返済猶予期間は延滞期間から除外して判断することとされている。

延滞又はデフォルトした貸出に該当するかを判断するもう一つの基準は、借り手が債務の返済を行う可能性が低いと銀行が評価するか否かである。追加支援措置では、貸出が支払猶予されても直ちに返済の可能性が低いと評価すべきではなく、借り手が返済猶予によって支払期限を延期された貸出について、改めて、借り手が返済を行う可能性が低いかなかを評価すべきとしている。

これらの措置により、新型コロナウイルス感染症に関連して貸出が政府保証や支払猶予の対象となった場合に、銀行の自己資本比率が低下することを嫌って、銀行が支払猶予を行わないことが避けられることが期待される。

（２）その他の措置

さらに、バーゼル委は、国際会計基準（IFRS）第9号（金融商品）により2018年1月から導入されている、貸倒引当金に関する予想信用損失会計³について、政府保証や支払猶予の措置を考慮すべきことを指摘している。具体的には、銀行は合理的で裏付可能な情報に基づいて予測できる場合、予想信用損失の推計において、政府保証や支払猶予の措置のリスク緩和効果を考慮することが期待されると指摘している。

そのほか、中央清算されないデリバティブに関する証拠金規制の2つの最終実施フェーズを1年延期すること⁴や、毎年行われるグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）の選定作業について収集データを簡素化することなど⁵が合意された。

³ 合理的で裏付可能なフォワード・ルッキングな情報を貸倒引当金の推計に反映する、予想信用損失モデルに基づく会計手法。金融危機後、貸倒引当金に関する従来のモデル（発生損失モデル。損失事象が発生した後に引当計上を求める）が危機対応を遅らせたという批判を踏まえて導入された。

⁴ 鈴木利光「デリバティブ取引の証拠金規制、一年延期へ」（2020年4月13日大和総研レポート）
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20200413_021464.html 参照。

⁵ さらに、G-SIBの選定方法の見直しの実施時期が、2021年から2022年に延期された。

2. レバレッジ比率規制の緩和

バーゼル規制ではレバレッジ比率規制も課せられており、銀行に対して次の算式を満たすことが求められている（我が国では国際統一基準行が規制対象）。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier1 資本}}{\text{エクスポージャー額}} \geq 3\%$$

2020年4月1日、連邦準備制度理事会（FRB）が、新型コロナウイルス感染症による米国債市場の緊張を緩和し、銀行の家計・企業への貸出を増加させるため、レバレッジ比率規制を一時的に緩和することを公表した⁶。具体的には、レバレッジ比率の算出の際、（銀行が有する）米国債と各地区連邦準備銀行への預金をエクスポージャー額から除外することとした（2021年3月31日まで）。

銀行が家計・企業への貸出を行うと、エクスポージャー額が増大してレバレッジ比率が低下するため、レバレッジ比率規制は銀行の貸出を抑制する可能性がある。そのため、上記の措置はレバレッジ比率規制を緩和して貸出を増加させようとするものである。

さらに我が国では、4月8日、金融庁と日本銀行が、金融政策の円滑な実施等を確保するために、日本銀行預け金をレバレッジ比率規制上のエクスポージャー額から一時的に控除することに合意した⁷。なお、各国当局の裁量により、金融政策の実施を円滑にするため、例外的なマクロ経済状況において、中央銀行預金をエクスポージャーから暫定的に除外できる（ただし、最低水準の引き上げが必要）ことは、バーゼル委の合意において認められている。

日本銀行は3月16日に、「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペ」の導入を決定している⁸。我が国の前記の緩和措置は、この資金供給オペにより銀行の日本銀行預け金が増加することに備えて、レバレッジ比率規制がその障害にならないようにするものといえる。

（以上）

⁶ FRB ウェブサイト (<https://www.federalreserve.gov/newsevents/pressreleases/bcreg20200401a.htm>)。

⁷ 金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200408nichiginrenrakukai.html>) 参照。

⁸ 大和総研調査本部「新型コロナウイルスに対応した主要国・地域の企業金融支援」（2020年3月27日大和総研レポート） (https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20200327_021422.html) 参照。